

機能アップガイド

Ver.4.18



目次

受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上 〈『給与奉行』をお使いの場合〉	2
---	---

● 受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上
<「給与奉行」をお使いの場合>

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]メニューで受け入れる特別徴収税額通知データと、当製品の社員情報との関連付けの精度を向上させました。

- ・ 受給者番号と氏名（カナ）の大文字、小文字が不一致の場合も自動で関連付けします。
- ・ 氏名の後ろに「様」が付いている場合も自動で関連付けします。
- ・ 今までは、受給者番号が空欄の社員は受け入れできませんでした。
今回から受給者番号が空欄の社員がいる場合は、ファイル情報と社員を関連付ける画面が表示され、受け入れできるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]
メニュー

機能アップガイド

Ver.4.17



[社員情報登録]メニューの項目名を変更	2
---------------------	---

● [社員情報登録]メニューの項目名を変更

[社員情報登録]メニューの[社保]ページの「健保証番号」と「厚生整理番号」の項目名が、「被保険者整理番号」に変更されました。
これに伴い、各画面に表示される項目名や出力帳票も変更されます。

変更前

変更後

また、社員情報の項目名が変更されることに伴い、汎用データの社員情報データ・社員情報予約データの項目名が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
被保険者整理番号	ESOC005	7	英数カナ	項目名の変更
厚生年金保険				
被保険者整理番号	ESOC013	7	数字	項目名の変更

<< 関連メニュー >>

- ・ [社員情報] - [社員情報登録] - [社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理] - [汎用データ作成] - [社員情報データ作成] - [社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理] - [汎用データ受入] - [社員情報データ受入] - [社員情報データ受入]メニュー

機能アップガイド

Ver.4.16



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2024年 8 月30日時点

銀行支店辞書

2024年 9 月 9 日時点

市町村辞書

2024年 8 月19日時点

機能アップガイド

Ver.4.15



《改正情報》	
所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応	2
《機能追加》	
特別徴収税額通知データを受け入れる際に、予約登録か即時登録かを自動的に判定可能 ＜『給与奉行』をお使いの場合＞	3
社員情報の明細書情報に項目が追加 ＜『給与奉行』の『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合＞	4
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

● 所得税の定額減税（月次減税事務）と住民税の定額減税に対応

2024年6月から、令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されます。

【所得税】

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）に対する所得税の額から定額減税額を控除（控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する所得税の額から順次控除）する。

【住民税】

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11ヵ月で均して徴収する。

所得税の定額減税（月次減税事務）に伴う当製品の変更箇所

○定額減税区分が追加

当製品では、配偶者が同一生計配偶者かを自動的に判定することはできません。

したがって、配偶者を定額減税額の計算に含めるかを判定するために、[社員情報登録]メニューの[家族]ページに定額減税区分が追加されました。配偶者を定額減税額の計算に含める場合は、「1：対象」を選択します。

なお、配偶者の[社員情報登録]メニューの[家族]ページの扶養区分が「1：源泉控除配偶」かつ居住者区分が「0：居住者」の場合は、定額減税区分は「1：対象」が初期表示されます。

源泉控除配偶者であっても同一生計配偶者ではない場合は、「0：対象外」に変更してください。

また、社員から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出され、配偶者を定額減税額の計算に含める場合は「1：対象」に設定します（源泉控除配偶者でない場合の配偶者の扶養区分は「0：控除対象外」です）。

※当製品では「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は出力できません。

○汎用データ

社員情報データに以下の項目が追加されました。

【社員情報データ】処理年が令和6年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
定額減税区分	EFMM021	1	数字	0：対象外 1：対象

住民税の定額減税に伴う当製品の変更箇所

以下のメニューで、住民税の年税額を入力する（または受け入れる）と、初回6月分が0円、7月以降に「定額減税後の税額」を11ヵ月で均した金額が表示されます。

- ・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニュー
- ・[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニュー（『給与奉行』をお使いの場合）
- ・[社員情報登録]メニューの[給与]ページ

注 意

前年の合計所得金額が1,805万円を超える社員は、定額減税の対象になりません。
ただし、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[住民税改定]メニューや[社員情報登録]メニューの[給与]ページで年税額を入力すると、住民税情報の6月分は0円、7月分～5月分は11ヵ月で均した金額が表示されます。したがって、6月分～5月分に正しい住民税の金額を登録してください。

《機能追加》

- 特別徴収税額通知データを受け入れる際に、予約登録か即時登録かを自動的に判定可能

＜『給与奉行』をお使いの場合＞

今までは、給与処理月が1月～5月の場合は、[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューの処理方法で「予約登録」するか「即時登録」するかを選択していました。

今回から、特別徴収税額通知データの変更月と現在給与処理月をもとに、予約登録するか即時登録するかが自動的に判定されるようになりました。

▼例

『給与奉行』の現在の給与処理月が「5月」で、変更月が「6月」の特別徴収税額通知データを受け入れた場合は、予約登録されます。予約登録された場合は、給与処理月を6月に進める際に、[社員情報登録]メニューの[給与]ページの住民税の金額が更新されます。

また、今までは、受け入れる特別徴収税額通知データの受給者番号と、当製品の社員の受給者番号が一致しない場合は、未受入データになっていました。

今回から、受給者番号と氏名（カナ）が一致しない社員がいる場合は、社員情報と関連付けられる画面が表示されます。結婚して氏名が変わった社員がいる場合など、該当する社員を検索して関連付けることで、特別徴収税額通知データを受け入れることができます。

● **社員情報の明細書情報に項目が追加**

＜『給与奉行』の『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合＞

『給与奉行』の『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合は、社員情報の【明細書情報】に「特別徴収税額通知書 - Web照会」「特別徴収税額通知書 - メール配信」が追加されました。

上記に伴い、汎用データの社員情報データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【明細書情報】				
特別徴収税額通知書 - Web照会	ESLD015	1	数字	0：しない 1：する
特別徴収税額通知書 - メール配信	ESLD016	1	数字	0：しない 1：する

＜＜ 関連メニュー ＞＞

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2024年3月29日時点
銀行支店辞書	2024年4月8日時点
市町村辞書	2024年2月19日時点

機能アップガイド

Ver.4.14



目次

《改正情報》	
労働条件明示のルール改正に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	5

- 労働条件明示のルール改正に対応

2024年4月から労働条件の明示事項が改正されます。

これに伴い、厚生労働省のホームページで公開されている「モデル労働条件通知書」の様式が変更されました。

【改正に伴って追加された労働条件明示事項】

- 就業場所、業務の変更の範囲（すべての労働者）
- 更新上限の有無と内容（有期契約労働者の場合）
- 無期転換申込機会（有期契約労働者の場合）
- 無期転換後の労働条件（有期契約労働者の場合）

【上記以外で追加された項目】

- 創業支援等措置
- 中小企業退職金共済制度
- 企業年金制度
- 就業規則を確認できる場所や方法

当製品では、[規定文書]-[通知書]-[労働条件通知書]メニューの条件設定画面の[印刷項目設定]ページで、印刷形式に「A4形式（2枚）」や「A3形式（1枚）」を選択した場合は、変更後の様式で労働条件通知書を出力できるようになりました。

労働条件通知書

加藤 崇子 様		2018年 4月 1日	
事業場名称・所在地		OBC商事株式会社 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿センタータワー 代表取締役社長 山口 和夫	
使用書類氏名			
契約期間	期間の定めなし ()	()	
	期間の定めあり () (2018年 4月 1日 ~ 2018年 3月31日)	()	
契約内容	1 契約更新の有無 自動的に更新 () ・ (更新する場合がある) ・ 更新しない () ・ その他 ()	()	
	2 契約の更新は、次により判断する ・ 契約期間満了時の業務量 () ・ 業務内容、形態 () ・ 能力 () ・ 会社の経営状況 () ・ 従事している業務の選択状況 ()	()	
就業の場所	3 更新しない場合 () ・ 無 () ・ ⑤ (更新 5 回まで/通常の期間 10 年まで)	()	
従事すべき業務の内容	1 労働契約法に定める労働契約の締結に必要となる労働能力に達しない雇用契約を締結した場合 2 労働契約中に会社に対して更新の定めのない労働契約 (無期労働契約) の締結の申込みをすることにより、 更新期間がその日の翌日 (2018年 4月 1日) から、無期労働契約の締結に必要となる労働能力に達しない労働契約を締結することとなること 3 労働契約法に定める労働契約の締結に必要となる労働能力に達しない労働契約 (無期労働契約) の締結の申込みをすることにより、 更新期間がその日の翌日 (2018年 4月 1日) から、無期労働契約の締結に必要となる労働能力に達しない労働契約を締結することとなること	()	
就業の場所	(記入し直後) OBC商事株式会社 (東京都新宿区) (定免の範囲)	()	
従事すべき業務の内容	(記入し直後) 総務事務 (定免の範囲)	()	
就業の時間	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 ① 変形労働時間制 (1 ヵ月) 単位の変形労働時間制 (変換率) として、 次の勤務時間の組み合わせによる。 始業 (9時 30分) 終業 (17時 00分) (適用日 平日) () 始業 (10時 00分) 終業 (18時 00分) (適用日 土・日・祝) () 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 全日) () (2) フレックスタイム制: 始業及終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイムタイム (始業) 時 分 から 時 分、 コアタイム (終業) 時 分 から 時 分、 (3) 事業場外なし労働時間制: 始業 (時 分) 終業 (時 分) (4) 長尺労働制: 始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細1、就業規則 第 3 条~第 8 条、第 9 条~第 10 条、第 11 条~第 12 条、第 13 条~第 14 条、第 15 条~第 16 条、第 17 条~第 18 条、第 19 条~第 20 条、第 21 条~第 22 条、第 23 条~第 24 条、第 25 条~第 26 条、第 27 条~第 28 条、第 29 条~第 30 条、第 31 条~第 32 条、第 33 条~第 34 条、第 35 条~第 36 条、第 37 条~第 38 条、第 39 条~第 40 条、第 41 条~第 42 条、第 43 条~第 44 条、第 45 条~第 46 条、第 47 条~第 48 条、第 49 条~第 50 条、第 51 条~第 52 条、第 53 条~第 54 条、第 55 条~第 56 条、第 57 条~第 58 条、第 59 条~第 60 条、第 61 条~第 62 条、第 63 条~第 64 条、第 65 条~第 66 条、第 67 条~第 68 条、第 69 条~第 70 条、第 71 条~第 72 条、第 73 条~第 74 条、第 75 条~第 76 条、第 77 条~第 78 条、第 79 条~第 80 条、第 81 条~第 82 条、第 83 条~第 84 条、第 85 条~第 86 条、第 87 条~第 88 条、第 89 条~第 90 条、第 91 条~第 92 条、第 93 条~第 94 条、第 95 条~第 96 条、第 97 条~第 98 条、第 99 条~第 100 条、第 101 条~第 102 条、第 103 条~第 104 条、第 105 条~第 106 条、第 107 条~第 108 条、第 109 条~第 110 条、第 111 条~第 112 条、第 113 条~第 114 条、第 115 条~第 116 条、第 117 条~第 118 条、第 119 条~第 120 条、第 121 条~第 122 条、第 123 条~第 124 条、第 125 条~第 126 条、第 127 条~第 128 条、第 129 条~第 130 条、第 131 条~第 132 条、第 133 条~第 134 条、第 135 条~第 136 条、第 137 条~第 138 条、第 139 条~第 140 条、第 141 条~第 142 条、第 143 条~第 144 条、第 145 条~第 146 条、第 147 条~第 148 条、第 149 条~第 150 条、第 151 条~第 152 条、第 153 条~第 154 条、第 155 条~第 156 条、第 157 条~第 158 条、第 159 条~第 160 条、第 161 条~第 162 条、第 163 条~第 164 条、第 165 条~第 166 条、第 167 条~第 168 条、第 169 条~第 170 条、第 171 条~第 172 条、第 173 条~第 174 条、第 175 条~第 176 条、第 177 条~第 178 条、第 179 条~第 180 条、第 181 条~第 182 条、第 183 条~第 184 条、第 185 条~第 186 条、第 187 条~第 188 条、第 189 条~第 190 条、第 191 条~第 192 条、第 193 条~第 194 条、第 195 条~第 196 条、第 197 条~第 198 条、第 199 条~第 200 条、第 201 条~第 202 条、第 203 条~第 204 条、第 205 条~第 206 条、第 207 条~第 208 条、第 209 条~第 210 条、第 211 条~第 212 条、第 213 条~第 214 条、第 215 条~第 216 条、第 217 条~第 218 条、第 219 条~第 220 条、第 221 条~第 222 条、第 223 条~第 224 条、第 225 条~第 226 条、第 227 条~第 228 条、第 229 条~第 230 条、第 231 条~第 232 条、第 233 条~第 234 条、第 235 条~第 236 条、第 237 条~第 238 条、第 239 条~第 240 条、第 241 条~第 242 条、第 243 条~第 244 条、第 245 条~第 246 条、第 247 条~第 248 条、第 249 条~第 250 条、第 251 条~第 252 条、第 253 条~第 254 条、第 255 条~第 256 条、第 257 条~第 258 条、第 259 条~第 260 条、第 261 条~第 262 条、第 263 条~第 264 条、第 265 条~第 266 条、第 267 条~第 268 条、第 269 条~第 270 条、第 271 条~第 272 条、第 273 条~第 274 条、第 275 条~第 276 条、第 277 条~第 278 条、第 279 条~第 280 条、第 281 条~第 282 条、第 283 条~第 284 条、第 285 条~第 286 条、第 287 条~第 288 条、第 289 条~第 290 条、第 291 条~第 292 条、第 293 条~第 294 条、第 295 条~第 296 条、第 297 条~第 298 条、第 299 条~第 300 条、第 301 条~第 302 条、第 303 条~第 304 条、第 305 条~第 306 条、第 307 条~第 308 条、第 309 条~第 310 条、第 311 条~第 312 条、第 313 条~第 314 条、第 315 条~第 316 条、第 317 条~第 318 条、第 319 条~第 320 条、第 321 条~第 322 条、第 323 条~第 324 条、第 325 条~第 326 条、第 327 条~第 328 条、第 329 条~第 330 条、第 331 条~第 332 条、第 333 条~第 334 条、第 335 条~第 336 条、第 337 条~第 338 条、第 339 条~第 340 条、第 341 条~第 342 条、第 343 条~第 344 条、第 345 条~第 346 条、第 347 条~第 348 条、第 349 条~第 350 条、第 351 条~第 352 条、第 353 条~第 354 条、第 355 条~第 356 条、第 357 条~第 358 条、第 359 条~第 360 条、第 361 条~第 362 条、第 363 条~第 364 条、第 365 条~第 366 条、第 367 条~第 368 条、第 369 条~第 370 条、第 371 条~第 372 条、第 373 条~第 374 条、第 375 条~第 376 条、第 377 条~第 378 条、第 379 条~第 380 条		

※プログラムディスクに搭載されている労働条件通知書のひな形のファイルも変更されました。

当製品の各メニューの変更内容は、以下になります。

【社員情報登録】メニューの【労契】ページの変更点

[社員情報登録]メニューの[労契]ページに、以下の項目が追加されました。

- 更新上限の有無／更新回数／通算契約期間
○通算契約期間が5年を超える契約／無期転換後の開始年月日／無期転換後の労働条件変更の有無
○就業の場所（変更の範囲）
これに伴い、「就業の場所」の項目名が「就業の場所（雇入れ直後）」に変更されました。

これに伴い、「就業の場所」の項目名が「就業の場所（雇入れ直後）」に変更されました。

- 従事すべき業務の内容（変更の範囲）

これに伴い、「従事すべき業務の内容」の項目名が「従事すべき業務の内容（雇入れ直後）」に変更されました。

基本	現住所	連絡先	家族	通勤	給与支給	賞与支給	社保	労保	給与	就業	単価
資格	特長	賞罰	労契	健康	スリプバック	休職	出向	出張	自己申告	面談	その他
【労働契約履歴(履歴)】											
No. 1											
契約年月日 〇〇年 4月 1日											
労働契約 0002 パート等労働契約											
期間の定め 3 期間の定めあり(12ヵ月)											
開始年月日 〇〇年 4月 1日 満了年月日 〇〇年 3月 31日											
契約満了時の通算契約期間 1年 0ヵ月 1 新たな通算期間											
契約更新の有無 2 更新する場合がある											
その他契約更新の有無											
契約期間満了時の業務量 0											
契約更新の判断 1 判断基準に含める											
能力 1 判断基準に含める											
会社の経営状況 0											
従事している業務の進捗状況 0											
その他 0											
更新上乗の有無 1 有											
更新回数 5 回まで											
通算契約期間 10 年まで											
通算契約期間が5年を超える契約 1 該当する											
無期転換後の開始年月日 〇〇年 4月 1日											
無期転換後の労働条件変更の有無 1 無											
無期転換ルールの特例 0 適用しない											
無期転換申込権が発生しない期間 0 〇年 〇ヵ月											
場所 (雇入れ直後) (変更の範囲) ○ＢＣ商事 株式会社(東京都 総務事務											
(雇入れ直後) (変更の範囲)											
特定有期業務 〇年 〇ヵ月											
開始年月日 完了年月日											

【労働契約登録】メニューの【退職・その他】ページの変更点

[労働契約登録]メニューの[退職・その他]ページに、以下の項目が追加されました。各欄を使用する場合は、チェックを付けます。

- 創業支援等措置
- 中小企業退職金共済制度
- 企業年金制度
- 就業規則を確認できる場所や方法

基本	休日・休暇	賞金	退職・その他
1 定年制 (☐ 有 (〇歳) ☒ 無)			
2 継続雇用制度 (☒ 有 (65歳まで) ☐ 無)			
☒ 3 創業支援等措置 (☒ 有 (65歳まで ☒ 業務委託 ☐ 社会貢献事業) ☐ 無)			
4 自己都合退職の手続 (退職する 30 日以上前に届け出ること)			
5 解雇の事由及び手続 就業規則による			
○ 詳細は、就業規則 第 35 条 ~ 第 38 条、第 条 ~ 第 条			
☒ 中小企業退職金共済制度 (☒ 加入している ☐ 加入していない)			
☒ 企業年金制度 (☒ 有 制度名 () ☐ 無)			
☒ 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 管理部 人事課 担当者職氏名 北谷 武 (連絡先 03-3342-2011)			
☒ 具体的に適用される就業規則名 (パートタイマー就業規則)			
☒ 以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法 ()			

【通知書文書登録】メニューの変更点

< 『Sシステム』または『Type NP』をお使いの場合 >

[規定文書]-[通知書]-[通知書文書登録]メニューでMicrosoft Wordを使用して文書を登録する際に、追加・変更された項目を差し込めるようになりました。

注 意

以前、お客様が作成された文書については、自動的に項目は追加・変更されません。必要に応じて、お客様自身で文書を更新してください。

【社員個別照会】メニュー・【社に台帳】メニューの変更点

[管理資料]-[社員個別資料]-[社員個別照会]メニューの労働契約履歴や、[管理資料]-[社員個別資料]-[社員台帳]メニューの履歴台帳(労働契約)を出力した場合に、追加・変更された項目が反映されるようになりました。

汎用データの変更点

労働契約データ・社員情報データに、項目が追加・変更されました。

＜労働契約データ＞項目の新規追加

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【退職】				
3 創業支援措置				
創業支援等措置	LRET011	1	数字	「創業支援等措置」にチェックを付ける⇒「1」 「創業支援等措置」にチェックを付けない⇒「0」
創業支援等措置の有無コード	LRET012	1	数字	0：有 1：無
創業支援等措置－年齢	LRET013	2	数字	
創業支援等措置－業務委託	LRET014	1	数字	「業務委託」にチェックを付ける⇒「1」 「業務委託」にチェックを付けない⇒「0」
創業支援等措置－社会貢献事業	LRET015	1	数字	「社会貢献事業」にチェックを付ける⇒「1」 「社会貢献事業」にチェックを付けない⇒「0」
【その他】				
中小企業退職金共済制度	LOTH007	1	数字	「中小企業退職金共済制度」にチェックを付ける⇒「1」 「中小企業退職金共済制度」にチェックを付けない⇒「0」
中小企業退職金共済制度の加入状況コード	LOTH008	1	数字	0：加入している 1：加入していない
企業年金制度	LOTH009	1	数字	「企業年金制度」にチェックを付ける⇒「1」 「企業年金制度」にチェックを付けない⇒「0」
企業年金制度の有無コード	LOTH010	1	数字	0：有 1：無
企業年金制度－制度名	LOTH011	40	文字	
就業規則を確認できる場所や方法	LOTH012	1	数字	「就業規則を確認できる場所や方法」にチェックを付ける⇒「1」 「就業規則を確認できる場所や方法」にチェックを付けない⇒「0」
その他－場所や方法	LOTH013	40	文字	

＜社員情報データ＞項目の新規追加と項目名の変更

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【労働契約履歴情報】				
更新上限の有無	EAGR102	1	数字	1：有 2：無
更新上限－更新回数	EAGR103	2	数字	整数2桁
更新上限－通算契約期間	EAGR104	2	数字	整数2桁
通算契約期間が5年を超える契約	EAGR105	1	数字	0：該当しない 1：該当する
5年を超える契約－無期転換後の開始年月日	EAGR106	11	文字	満了年月日を受け入れると、自動的に満了年月日の翌日が受け入れられます。
5年を超える契約－無期転換後の労働条件変更の有無	EAGR107	1	数字	0：有 1：無
就業の場所（雇入れ直後）	EAGR106	80	文字	項目名の変更「就業の場所」から「就業の場所（雇入れ直後）」に変更
就業の場所（変更の範囲）	EAGR108	80	文字	
従事すべき業務の内容（雇入れ直後）	EAGR107	160	文字	項目名の変更「従事すべき業務の内容」から「従事すべき業務の内容（雇入れ直後）」に変更
従事すべき業務の内容（変更の範囲）	EAGR109	160	文字	

<<機能追加>>

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年12月28日時点
銀行支店辞書	2024年 1 月 9 日時点
市町村辞書	2024年 1 月 4 日時点

機能アップガイド

Ver.4.12



目次

退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能	2
搭載辞書を更新	2

● 退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能

給与支払者が収集した個人番号は、扶養控除等（異動）申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存する必要があります。なお、保存期限が経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄または削除する必要があります。

今回から、[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括削除]メニューの条件設定画面で「退職社員」にチェックを付けると、退職して7年経過した社員とその家族の個人番号も削除できるようになりました。また、個人番号を削除する社員の範囲を指定することもできます。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年9月29日時点
銀行支店辞書	2023年10月2日時点
市町村辞書	2023年10月2日時点

機能アップガイド

Ver.4.11



● 搭載辞書の更新

郵便番号辞書	2023年 4 月28日時点
銀行支店辞書	2023年 5 月 1 日時点
市町村辞書	2023年 5 月 1 日時点

機能アップガイド

Ver.4.10



《改正情報》	
成年年齢の引き下げに対応	2
令和5年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）	2
《機能追加》	
配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更	3
雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除	3
規定文書の押印廃止に対応	4
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

● 成年年齢の引き下げに対応

民法の改正により、2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
当システムでは、[社員情報登録]メニューの[給与]ページの【本人区分情報】の未成年者区分が、18歳未満の場合に「1：未成年者」と判定されるようになりました。

《 関連メニュー 》

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー

● 令和5年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）

令和5年分より、非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件が変更されました。
令和4年以前は16歳以上が扶養控除の対象でしたが、令和5年以降は30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合のみ、扶養控除の対象となります。

上記に伴い、令和5年より扶養親族の居住者区分が変更されます。

処理年を令和5年に更新すると、[社員情報登録]メニューの[家族]ページの扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下に変更されます。

居住者区分 令和4年以前	居住者区分 令和5年以降
0：居住者 1：非居住者	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払）

また、汎用データの社員情報データについても、令和5年以降は扶養親族の居住者区分の選択肢が変更されます。

【令和4年以前】

<社員情報データ>

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

【令和5年以降】
 <社員情報データ>

項目名	受入記号	受入 桁数	受入 種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

<< 関連メニュー >>
 [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー

<<機能追加>>-----

- 配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更

昨今の共働き夫婦が増加している背景から、配偶者の扶養区分の初期値を「1：源泉控除配偶」から「0：控除対象外」に変更しました。
 [社員情報登録]メニューの[家族]ページで、配偶者の有無に「1：配偶者あり」を選択すると、配偶者の扶養区分に「0：控除対象外」が初期表示されます。

<< 関連メニュー >>
 [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー

- 雇用保険区分の選択肢から、免除高齢者の区分を削除

令和2年に雇用保険料の免除措置が廃止されており、すでに免除高齢者に該当する社員はいないため、[社員情報登録]メニューの[労保]ページの雇用保険区分の選択肢から、「2：免除高齢者」を削除します。

これに伴い、汎用データの社員情報データの雇用保険区分の選択肢から、「2：免除高齢者」が削除されます。

＜社員情報データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【労働保険情報】				
雇用保険区分	ES0C031	1	数字	0：計算不要 1：計算する

＜ 関連メニュー ＞

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー

● 規定文書の押印廃止に対応

労働条件通知書などを印刷する場合に、レイアウト上にあった押印する箇所の「印」を削除しました。

＜ 関連メニュー ＞

- ・ [規定文書]-[通知書]-[労働条件通知書]メニュー
- ・ [規定文書]-[証明書]-[在職証明書]メニュー
- ・ [規定文書]-[証明書]-[退職証明書]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年9月30日時点
銀行支店辞書	2022年10月3日時点
市町村辞書	2022年8月1日時点

機能アップガイド

Ver.4.08



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2022年 3 月31日時点

銀行支店辞書

2022年 4 月 4 日時点

市町村辞書

2022年 4 月 4 日時点

機能アップガイド

Ver.4.07



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2021年11月30日時点

銀行支店辞書

2021年12月6日時点

市町村辞書

2021年12月6日時点

機能アップガイド

Ver.4.06



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2021年9月30日時点

銀行支店辞書

2021年10月4日時点

市町村辞書

2021年10月4日時点

機能アップガイド

Ver.4.03



● 健康保険と厚生年金保険の資格喪失原因に「11：社会保障協定」が追加

[社員情報登録]メニューの健康保険、厚生年金、厚生年金基金の資格喪失原因（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社保]ページで設定）の選択肢に「11：社会保障協定」が追加されます。

上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

なお、[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニューで出力した際の桁数も、1桁から2桁に変更します。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
資格喪失原因	ES0C010	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 （受入桁数が1桁から2桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加）
厚生年金保険				
資格喪失原因	ES0C018	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 （受入桁数が1桁から2桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加）
厚生年金基金				
資格喪失原因	ES0C024	2	数字	受入桁数の変更と選択肢の追加 （受入桁数が1桁から2桁へ変更、選択肢に「11：社会保障協定」を追加）

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年1月29日時点
銀行支店辞書	2021年2月1日時点
市町村辞書	2021年1月4日時点

機能アップガイド

Ver.4.02



《改正情報》

● ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[給与]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年(令和3年)に年次更新を実行すると、「寡婦/ひとり親区分」に変更されます。

選択肢は、「0：対象外」「1：寡婦」「2：ひとり親」になります。

※「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が以下のように変更されます。

なお、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。

- ・「0：対象外」の場合は「0：対象外」
- ・「1：寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1：寡婦」
- ・「1：寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2：ひとり親」
- ・「2：特別寡婦」の場合は「2：ひとり親」

※処理年が「2020年(令和2年)」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

上記に伴い、汎用データの社員情報データと社員情報予約データの項目が変更されます。

＜社員情報データ・社員情報予約データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【本人区分情報】				
寡婦/ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更 (項目名を「寡婦(夫)区分」から「寡婦/ひとり親区分」に、選択肢を「1：寡婦(夫)」「2：特別寡婦」から「1：寡婦」「2：ひとり親」に変更)

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年9月30日時点
銀行支店辞書	2020年10月5日時点
市町村辞書	2020年8月3日時点

機能アップガイド

Ver.4.01



目次

	搭載辞書を更新	2
--	---------	---

● **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2020年 4 月30日時点
銀行支店辞書	2020年 5 月 7 日時点
市町村辞書	2020年 1 月 6 日時点